

新宿区居住支援協議会 会則

令和2年2月4日 制定

令和3年2月10日 一部改正

(名称)

第1条 この会は、新宿区居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項について協議し、もって新宿区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について協議するものとする。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供や支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、不動産関係団体及び居住支援団体、地方公共団体等の各団体で別表第1に掲げる者とする。

2 会員として加入を希望する者は、次条に規定する会長に入会を申し込み、協議会の承認を得なければならない。

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
- 2 会長は、新宿区都市計画部長とし、副会長は新宿区都市計画部住宅課長とする。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、会員の過半数の請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数)

第7条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

3 会長は、やむを得ない事由により総会を開くことができない場合は、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代えることができる。

(協議会の運営)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の団体・個人に対し協議会への出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 会員(第8条第2項により出席した者を含む。)は、協議会の活動において知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(会議の公開)

第10条 会議は公開とする。ただし会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、新宿区都市計画部住宅課に置く。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この会則は、令和2年2月4日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年2月10日から施行する。

別表 1

<p>不動産関係団体</p>	<p>公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部 特定非営利活動法人日本地主家主協会</p>
<p>居住支援団体</p>	<p>新宿区民生委員・児童委員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業者協議会 高齢者総合相談センター 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 新宿区障害者団体連絡協議会 ホームネット株式会社</p>
<p>地方公共団体 (新宿区)</p>	<p>地域振興部 多文化共生推進課長 福祉部 地域福祉課長 障害者福祉課長 地域包括ケア推進課長 高齢者支援課長 介護保険課長 生活福祉課長 保護担当課長 子ども家庭部 子ども家庭課長 男女共同参画課長 都市計画部 都市計画部長 住宅課長</p>